

議長テキストの状況 登録簿

論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字は text とおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
AAUs の定義	[認可した法人への割当]	消滅
[割当量の定義	AAUs、CERs、ERUs]	[AAUs][PAAs] CERs、ERUs] p3 パラ(g)
国内登録簿作成維持	[割当量][ERUs、CERs、[AAUs][PAAs]] を勘定	p4 パラ 1
[システム登録簿 作成維持	[事務局によって] 国内登録簿に電子的に接続された]	消滅
[op1] CDM に参加する非附属書国のための [登録簿][データベース]	[[その国によって] CERs の正確な勘定ができるよう] [CERs の発行を記録]	CDMp39 パラ 1,2
[op2] 中央登録簿	CERs の生成 [移転] 償却を追跡するため	消滅
国内登録簿の統合システム	複数の締約国が自発的に国内登録簿を統合システムの中で (法的には区別できる形で) 維持してよい (may)	p4 パラ 5
国内登録簿の “ 管理者 ”	国に代わって登録簿維持・職務の遂行する組織を identify	p4 パラ 2
登録簿の形態	[標準化されたコンピューターデータベースの形で維持] [コンピューターデータベースの形で維持 登録簿のデザインは互換性を持つ、 フォーマットは COP/MOP で採択される指針に従う] ERUs、CERs、[AAUs][PAAs] はある時点において一つの登録簿における一つの口座のみで保有	p4 パラ 3 消滅 消滅 p4 パラ 3 p4 パラ 4
保有者口座	国内登録簿の中に、法的主体はそれぞれ保有者口座をもつ	p4 パラ 6
シリアル番号の割当	附則 B に従って構築 [AAU][PAA] = 締約国割当量発行記入時点 ERU = 受入国登録簿管理者が事業識別子を移転時に移転された [AAU] [PAA] に付加 CER = [EB の権限に基づいて作業するシステム管理者により] [システム登録簿により] [発行手続きの一部として] [CER 発行の決定がなされる時] [CER が発行される時]	消滅
[超過 [AAUs][PAAs] 口座	超過 [AAUs][PAAs] の有効性を検証、事務局によって認証書が発行され次第、超過 [AAUs][PAAs] は当初の口座から超過 [AAUs][PAAs] 口座へ移転	p5 パラ 11
CERs 発行による口座変動	CERs 発行により、取得する口座の保有状況は変動 (CERs の貸方) [この発行は事業参加者の間の配分取決めにに基づき、EB が直接、口座へ行う] [[EB の権限に基づいて作業するシステム管理者] [システム登録簿] は、ある事業に基づく一定量の CERs の認証を確認する最終報告書を受け取り次第、下記を行う [ものとする] (a) それぞれの CER に一意のシリアル番号を付与	消滅

論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字はtext どおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
	(b) CERs を該当する附属書 締約国の事業参加者の登録簿の口座へ移転(検証/認証報告書に反映される配分取決めに基づく) (c) CERs を [EB のシステム登録簿で作成され維持される適応基金の口座へ] [収益の一部が保有される登録簿へ] 移転	
[ERUsCERs 及び][AAUs] [PAAs] 移転による口座変動	[ERUsCERs 及び][AAUs][PAAs] の移転により、該当する口座の保有状況が変動する(移転する口座では借方、取得する口座では貸方) = シリアル番号を付した [ERUsCERs 又は][AAUs][PAAs] を口座から他の口座へ移動 〔[ERUsCERs 及び][AAUs][PAAs] の移転は、国内登録簿の管理者に対して当該 [ERUs、CERs 及び][AAUs][PAAs] を別の口座へ移転するように指示する現在の保有者によって開始される。〕[事務局は超過 [AAUs][PAAs] の有無を検証、認証書を発行して、移転を行う]	消滅 p5 ㌖ 11
[共同達成の場合	各国登録簿間における割当量の移転]	p7 ㌖ 22
取引のタイミング 記録のタイミング	取引は [ほぼリアルタイム(最大1就労日)で行われる] [直ちに(1就労日以内に)関連登録簿に記録される]	消滅 消滅
op1 取引情報	取引番号は附則 C 項に従って [移転する登録簿の登録簿管理者] [システム登録簿] により各取引に自動的に割り振られる 更に各国内登録簿は、その口座に関連するすべての取引について、附則 C 項で指定する情報を記録	消滅
op2	事務局のシステム登録簿は、附則 C 項に従って、それぞれの割当量の発行、[登録簿][口座] 間の移転、及び償却を記録する各約束期間の番号付き入力電子式「取引ログ」を維持 締約国は、取引の一環として、その [登録簿][口座保有者] が「取引ログ」に対して [関連するそれぞれの取引の記録] [それぞれの割当量の発行、登録簿間の移転と取得、及び償却の記録] を送る。 国内 [登録簿][口座] 間の移転の場合、 (a) 移転する [締約国][口座保有者] は、提案された移転が開始され次第、その記録を取引ログと取得する [登録簿][口座] の双方へ送る (b) 取引ログは、自動化された電子式チェックに基づき、移転される割当量の一部に [ついて] [関して] 不一致があれば(即ち、以前に償却された単位、重複する単位、以前に発行したと報告されなかった単位、及び不適格の締約国 [及び法人] によるもの)、それを移転する側と取得する側双方の [登録簿][口座] へ通知 (c) 取引ログの通知に何の不一致も [なければ] [ない場合]、取得する [締約国][口座保有者] は移転が完了次第その記録を取引ログと移転する [登録簿][口座] の双方へ送る (排出量取引における責任規定について行われる決議次第で、国内登録簿に専用の留保口座を設ける必要があるかも知れない。)	事務局は[[AAUs][PAAs], ERUs,CERs][割当量]の発行、[登録簿間の] [移転] [と] 取得、取消や償却等の取引の有効性を確保にするため、独立の取引ログを構築・維持。取引ログは [[AAU][PAA], ERU,CER]が、そのときに一つの登録簿の一つだけの口座でもたれていることを確実にする。 p7 ㌖ 24 どの発行、[移転][登録簿間]、[[AAUs][PAAs], ERUs and/or CERs][割当量]の取消 or 償却の開始に当たって、またそれらの取引の終了に先だって、始られた取引の記録を取引ログに送る。この取引のために (a)開始登録簿は取引が提案された約束期間を含む一意の取引番号をつくる：締約国識別子。ISO3166 国コード使用。 (b)開始登録簿は提案された取引の記録を取引ログに、そして [移転]の場合には、取得側国内登録簿に送る。記録は開始登録簿によって割当てられた取引番号を含む：発行、[登録簿間の] [移転] [と] 取得、取消や償却された[[AAUs][PAAs], ERUs,CERs][割当量]のシリアル番号(最初と最後の番号の形で) (c)取引ログは、開始登録簿からの記録の受け取りにおいて、

論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字はtext どおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
		<p>以前に償却 or 取り消された単位に関して不一致がないことを確実にするために、自動化されたチェックを指示する；二重計算された単位；不適當に発行された単位；メカニズムに参加するための取引の中に含まれる締約国の適格性；[[AAUs] [PAAs], ERUs,CERs][割当量]を保有する取引のもとでの法的主体の適格性；[排出量取引の方法、規則、指針に基づいて設立される締約国の約束期間準備金に関する侵害]。自動化されたチェックの完了において、取引ログは開始を、そして[移転]の場合には、取得締約国の登録簿にチェックの結果を通知する。</p> <p>(d)もし取引ログによって不一致が通知された場合、開始登録簿は取引を終わらせる</p> <p>(e)もし取引ログによって不一致が通知されなかった場合、開始登録簿 or [移転]の場合には取得締約国の登録簿は、取引の完了 or 終了に際して、取引ログに完了 or 終了の通知や記録を送る。[移転]の場合には取得締約国の登録簿は、この記録や通知を、開始登録簿にも送る p8 パラ 25</p> <p>取引ログは、自動化されたチェックと 8 条レビューを容易にするために、すべての発行、[登録簿間の] [移転] [と] 取得、取消や償却された[[AAUs] [PAAs], ERUs,CERs][割当量]を記録する。この情報は各取引の日付と時間を含み、以下のうちの一つ取引として区分する</p> <p>(a) [AAUs] [PAAs] を国内登録簿に投入する、[初期]割当量の発行</p> <p>(b) 3 条 3,4 項に基づく活動の結果としての、[AAUs] [PAAs] を国内登録簿に投入する、締約国の割当量に対する追加の発行</p> <p>(c) ERUs の発行</p> <p>(d) 12 条要件に基づいた CERs の発行</p> <p>(e) [[AAUs] [PAAs]の、発行国内登録簿から他の国内登録簿への最初の移転]</p> <p>(f) その他の[[AAUs] [PAAs],ERUs,CERs][割当量]の[移転] p8 パラ 26</p>
償却口座（マッチング後）	<p>附属書 B に排出の抑制と削減に関する約束を登録しており、[メカニズムに参加している]附属書 締約国は、第 3 条 1 項に基づく約束の履行を立証する目的で ERUs、CERs 及び [AAUs] [PAAs] を専用の償却口座へ回収。以後移転・取</p>	<p>附属書 B 締約国のそれぞれの国内登録簿には、それぞれの約束期間について償却口座を一つ含める。附属書 B 締約国は、第 3 条 1 項に基づく約束の履行を立証する目的で[[AAUs]</p>

論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字はtext どおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
	<p>得不可。</p> <p>〔附属書 締約国のそれぞれの国内登録簿には、それぞれの約束期間についてこの償却口座を含める〕</p> <p>〔この償却口座は、それぞれの約束期間について [事務局によって償却登録簿の中で] [システム登録簿の中で] 設定・維持〕</p>	<p>〔PAAs〕][ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕][割当量]を専用の償却口座へ回収。以後移転・取得不可。</p> <p>p4 ㌖ 6</p>
取消口座	<p>〔いかなる口座保有者も ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を専用の取消口座へ移転可。この場合、締約国は第3条に基づくその約束を履行する目的で、これら単位の移転・使用不可</p> <p>〔附属書 締約国の各国内登録簿は、それぞれの約束期間についてこの取消口座を含める〕 [この取消口座はシステム登録簿の中でそれぞれの約束期間について設定・維持]</p>	<p>附属書 B 締約国のそれぞれの国内登録簿には、それぞれの約束期間について取消口座を少なくとも一つ含める。 [[AAUs〕〔PAAs〕][ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕][割当量]を取消する目的で。この場合、締約国は第3条に基づくその約束を履行する目的で、これら単位の移転・使用不可 p4 ㌖ 7</p>
事業情報	各国内登録簿は、第6条〔及び第12条〕に基づきそれが受け入れているすべての事業について、附則の D 項で指定する情報を記録	消滅
登録簿の情報公開	<p>〔システム登録簿を含む〕各登録簿は、関心を持つ者が登録簿に含まれる守秘義務のない情報について調査し或いは閲覧できるように、閲覧し易く、一般がアクセス可</p> <p>登録簿は、関心を持つ者が主として下記の情報を含む(それだけに限定されない)</p> <p>〔報告書〕〔情報〕を検索できるようにする</p> <p>(a) 口座番号ごとの口座情報</p> <p>(b) 登録簿へ〔AAUs〕〔PAAs〕として〔記入された〕〔移転された〕〔記入され移転された〕割当量の、シリアル番号によるリスト</p> <p>(c) 第6条に基づく事業の結果として登録簿へ〔移転された ERUs〕〔の ERUs の最初の移転〕の、シリアル番号によるリスト</p> <p>(d) 第12条に基づく事業の結果として登録簿へ〔記入された〕〔移転された〕〔記入され移転された〕CERs の、シリアル番号によるリスト</p> <p>(e) 当該締約国が受け入れている事業〔から〕〔の結果として〕〔移転された ERUs 又は発行された CERs〕〔ERUs の最初の移転及び発行された CERs〕の、シリアル番号によるリスト</p> <p>(f) 登録簿の各口座〔の〕〔における〕ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の現在の口座帳尻と保有状況(シリアル番号による)</p> <p>(g) 登録簿にある償却の対象でないERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の数量</p> <p>(h) 各約束期間における遵守目的で償却された ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の、シリアル番号によるリスト</p> <p>(i) 〔ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況の変動及び変動の理由に関するリスト〕</p> <p>(j) 〔〔AAUs〕〔PAAs〕の取引価格〕</p>	<p>p5 ㌖ 13</p> <p>以下消滅</p>
国内登録簿の integrity :	第8条専門家レビューでは、国内登録簿の integrity をレビュー	消滅

	論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字はtext どおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
	8条レビュー	国内登録簿の integrity は、本附則の関連諸規定の実施を管理することを通じて達成できる	
	[システム登録簿の機能	(a) [CDM へ [参加を希望する] [参加している] 附属書 に含まれない締約国に代わって CERs を正確に算定するため][CERs の発行を記録するため]の [登録簿][データベース] の設定と維持。 (b) 附属書 各締約国に代わって各約束期間の償却口座の維持 (c) 各約束期間の取消口座の維持 (d) 附属書 B 各締約国に代わって約束期間の留保の維持 (e) 理事会の要請による CERs へのシリアル番号の付与 (f) 取引開始時における取引番号の自動的な付与 (g) すべての国内登録簿における ERUs、CERs 及び [AAUs] [PAAs] の全体的な保有状況に関する最新の情報の提供 (h) 適宜事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、ERUs と CERs の発行通知書を含めて、附則 D 項で指定する第 6 条の事業又は [及び] CDM 事業に関するダウンロード可能な情報の維持 (i) 国内登録簿を含む全体的な登録簿制度の integrity の監視、及び関連情報に一般がアクセスできるようにする]	消滅
附則			
A	口座情報：口座番号	(a)締約国識別子：口座がどの締約国の登録簿に維持されているか。国際標準化機構 (ISO) の 2 文字のコード (ISO 3166) を使用 (b) [口座の種類： () 'PTY' は、締約国が保有する口座を示す () 'ENT' は、法人が保有する口座を示す () 'CAN' は、取消口座を示す () 'Rxx' は、償却口座を示し、'xx' は口座に保有されている単位が使われる遵守期間を示す] (c) 一意の番号：登録簿の中の口座に付与される一意の番号	p5 パラ 12 に統合 (b)消滅
	口座情報	(a) 口座の名称：口座の保有者 (b) [口座の種類：(締約国、法人、取消口座か償却口座か){注釈：一部の責任規定により専用の留保口座も必要となる可能性有} () 'R' は、償却口座を示す。 () ['C' は、取消口座を示す。] () 'O' は、償却 [又は取消] 口座以外の口座を示す。] (c) 口座の約束期間：各償却口座においてその約束期間。他の口座ではここは空欄 (d) 代表者名：口座の保有者を代表する者のフルネーム (e) 代表者識別子：2 文字の ISO 国別コード (ISO 3166) と当該登録簿におけ	消滅

	論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字はtext どおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
		<p>る代表者の一意の番号を組み合わせ、口座保有者の代表者を識別</p> <p>(f) 代表者の氏名と連絡先：代表者識別子で示される代表者のフルネーム、並びに当該口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び〔/又は〕Eメールアドレス</p>	
B	シリアル番号の情報	<p>(a) 発生国：〔AAUs〕〔PAA〕及び ERUs の場合に、当該単位に関連する割当量をその登録簿へ記入した締約国。CERs の場合は受入締約国。2文字の ISO コード (ISO 3166) を使用</p> <p>(b) 約束期間：〔単位〕〔単位ブロック〕発行の対象となる約束期間</p> <p>(c) 種類：単位が ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕のいずれであるか</p> <p>(d) 選択肢 1 一意の番号：それぞれの約束期間及びそれぞれの発生国の ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕に一意の番号を使って、個々の単位を識別〔シリアル番号は開始と終了の番号によってブロックで記憶される〕</p> <p>選択肢 2 一意の開始と終了の番号：これらはそれぞれの約束期間及びそれぞれの発生国の、ブロックに含まれる ERUs、CERs 又は〔AAUs〕〔PAA〕に一意の番号を使って、ERUs、CERs 又は〔AAUs〕〔PAA〕のブロックの最初と最後の番号を識別。単一の ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕の場合、開始と終了の番号は同じとなる</p> <p>(e) 事業識別子：該当する場合に、発生国の第6条の事業又は CDM 事業に一意の番号を使って、ERUs が最初に移転された又は CERs が最初に発行された事業を識別〔事業からの移転又は発行には、年次によって異なる事業識別子を付与〕</p>	<p>p6パラ15に統合</p> <p>(d)一意の番号</p> <p>(e)消滅</p>
C	取引情報	<p>(a)〔約束期間：取引が行われる約束期間を識別〕</p> <p>(b)〔取引の種類：</p> <p>() ‘IA’ は、割当量の登録簿への記入を示す。</p> <p>() [‘IS’ は、第3条3項と4項の活動に基づく割当量の登録簿への記入を示す。]</p> <p>() ‘JI’ は、第6条に基づく ERUs の最初の移転を示す。</p> <p>() ‘IC’ は、第12条に基づく CERs の発行を示す。</p> <p>() ‘TR’ は、口座間及び/又は登録簿間の単位の移転を示す。</p> <p>() ‘RT’ は、償却口座への移転を示す。</p> <p>() [‘CA’ は、取消口座への移転を示す。]</p> <p>(c) 発生国：取引を開始する登録簿を識別。発生国は2文字の ISO コード (ISO 3166) 使用</p> <p>(d) 選択肢 1：一意の番号 それぞれの約束期間及び移転する締約国のそれぞれの取引に一意の番号を使用。移転する締約国が付与</p> <p>選択肢 2：一意の番号 それぞれの約束期間の取引に一意の番号を使用。専用のデータベースによって連続番号で付与</p>	<p>p7パラ24～26に統合</p> <p>(b) 消滅</p>

	論点	SB/2000/CRP.14/Add.1(Vol.)記載の注目点(9月15日付) 太字はtext とおり	左記注目点の CP/2000/CRP.4 での反映状況(11月24日付)
		<p>(a) 開始と終了のシリアル番号：取引の対象とするシリアル番号を識別〔する〕〔し、取引されるブロックの開始と終了のシリアル番号を含む。単一の ERU、CER 又は [AAU] [PAA] の場合、開始と終了の番号は同じとなる〕 (注釈：連続的なシリアル番号を使わないと、取引と取引番号を複数の範疇に分ける必要の可能性有)</p> <p>(b) 〔取引の種類〕 () ‘IA’ は、割当量の登録簿への記入を示す () [‘IS’ は、第3条3項と4項の活動に基づく割当量の登録簿への記入を示す] () ‘JI’ は、第6条に基づく ERUs の最初の移転を示す () ‘IC’ は、第12条に基づく CERs の発行を示す () ‘TR’ は、口座間及び/又は登録簿間の単位の移転を示す () ‘RT’ は、償却口座への移転を示す () [‘CA’ は、取消口座への移転を示す] (注釈：一部の責任規定により、専用の留保口座への移転を義務づける可能性有)</p> <p>(c) 移転する口座番号と取得する口座番号：単位の移転と取得を行う口座 (d) 取引の日時：単位が移転される〔及び取得される〕日時 (e) 取引の状況：() ‘P’ は、取引が未決定であることを示す () ‘A’ は、受取口座が取引を認めたことを示す (f) 〔取引価格：単位が取引される価格〕</p>	<p>p7 パラ 24～26 に統合</p> <p>(b) 消滅</p>
D	<p>事業情報 (事業識別子で識別される第6条と第12条に基づく各事業)</p>	<p>(a) 事業の名称：一意の名称で事業 (b) 事業の立地場所：事業の立地する国及び都市または地域 (c) 最初の移転/発行の年次：ある事業の結果として最初に ERUs が移転された或いは CERs が発行された年次〔事業からの移転又は発行には、年次によって異なる事業識別子を付与。〕 (d) 報告リンク：〔適宜事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、ERUs と CERs の発行通知書を含めて、〕事業活動に関する報告書をダウンロードできるインターネットの URL (e) 登録年次：事業が〔理事会へ〕登録された年次 (f) 〔適格性確認を行う〕独立した組織〔/〕〔又は〕運営組織：事業の〔適格性確認〕に従事する独立の又は運営の〔組織(単数)〕〔又は組織(複数)〕 (g) 〔検証を行う独立した組織〔/〕〔又は〕運営組織：排出削減事業の検証に従事する独立の又は運営の〔組織(単数)〕〔又は組織(複数)〕を識別〕 (h) 〔認証を行う独立した組織〔/〕〔又は〕運営組織：排出削減事業の認証に従事する独立の又は運営の〔組織(単数)〕〔又は組織(複数)〕</p>	<p>p6 パラ 19、CDMp40 パラ 8 に統合</p> <p>(c) 最初の移転/ 削除</p> <p>(d) リンク の削除</p> <p>(e) 消滅 (f)(g)(h)の統合 運営組織</p> <p>CDMp40 パラ 8 p6 パラ 19</p>